■主な質疑応答の内容について

八丁平住民説明会における、ご質問及び回答の要旨を掲載しております。

１．健康影響評価調査について		
1	ご質問	八丁平の住民に対して、試験体の人数が 177 人では少ないのではないでしょうか？
	回答	177 人は、試験体の数としては少ない数ではなく、信頼性の高い結果を得られたと考えています。
2	ご質問	1 回目の説明会の時に水銀の話が出ていたが、今回の調査で、鉛とヒ素だけにした理由はどうしてでしょうか？
	回答	水銀は土壌溶出量基準を超過しているが、溶出した水を直接飲用しない限り健康への影響はないことから、汚染土壌を体内に取り込むことによる影響を確認するため、土壌含有量基準を上回った鉛とヒ素について調査しております。
3	ご質問	鉛の血中濃度やヒ素の尿中濃度は低いほど良いとの説明であったが、高いとはどの辺から高く、また、値によってどう影響するのでしょうか？
	回答	2010 年に鉛とヒ素の暫定耐用週間摂取量の基準値が撤回され、鉛についてはその基準値以下でも健康への影響があるとの論文も出ています。ヒ素については、本件と北九州の報告があるくらいで研究が進んでおりおません。ヒ素はお米や海産物にも含有し、それらを多く食する日本人の尿中濃度は、他の国の人々に比べて高い傾向にあります。それが日本人の健康にどのような影響があるのかという研究は、これから進めなければなりません。
4	ご質問	当初、健康調査は現在八丁平に居住している人が対象と聞いていたが、報道によると八丁平に居住していない方も調査を受けていたようだが？
	回答	健康影響評価委検討委員会では、居住年数・南公園の使用頻度によって調査対象者を選考することとしており、今回は八丁平の隣町から 1 名が申込みをされ、八丁平南公園の利用頻度が非常に多いため、調査の対象としました。
２．対策方法等について		
1	ご質問	八丁平 2 号線の道路の下の土は、汚染されてないのでしょうか？
	回答	アスファルト舗装がされている部分は土壌汚染対策法の基準では既に対策済みとなります。また、道路の下の土を摂取する可能性はないので、道路の下は調べておりません。

2	ご質問	各地で想定外の雨で、がけ崩れ等が起きているが、今回、使用する土は雨が浸み込んでも大丈夫なのでしょうか？
	回答	斜面部分の盛土については、非常に緩やかな斜面で形成することとしています。 公園整備においては、園内の排水処理をすることで、雨で斜面が崩れることを事前に防ぎ、影響を緩和できると考えています。
3	ご質問	土壌汚染対策としての「盛土」は企業所有地だけなのでしょうか？ 以前は、公園も隣接市有地も実施するというお話だったが、そういう絵図面がないので、確認したいのですが。
	回答	本日の資料でお示ししたのは、企業所有地の対策工事です。 南公園、隣接市有地については、どういう形で実施するのかを取りまとめて、11 月末までにもう一度皆さんにご説明いたします。
4	ご質問	汚染された土を、取り除くという考えはないのでしょうか？
	回答	これから北海道から「盛土」という指示が出されると考えています。 斜面はそのまま覆土すると道路にこぼれてしまうので、一部を掘削して盛土をします。 基本的に、今ある汚染土壌はできるだけ移動させません。その理由は、汚染土壌を移動させることは他の場所・地域を汚染させてしまう可能性もありますので、できるだけ限定的に取り扱うよう指導がされています。
5	ご質問	汚染土壌を移動させたら、汚染が拡散することになるということですが、汚染された土壌をきちんと処理するということが、一番安心だと思います。道路についても流れることのない緩い斜面で対応するというお話ですが、傾斜地に多くの雨が降ったら、当然、流れるだろうと思うので、50cm くらい土を被せても心配です。北海道から盛土という指導があるのかもしれませんが、例えば市でも市民の安心、安全を考えて、何とか、除去する方法で追及したいのに、それでも北海道が「盛土」だと言うのなら納得もできるが、最初から「盛土で良いだろう」というのなら、ちょっと、違うのではないか？
	回答	基本的に汚染対策はこれから北海道と協議をし、指示を受けてから決めることになりますが、今回は直接に汚染された土壌が口に入ることを防ぎ、防塵することが対策の基本となりますので、法律上も 50cm 以上の盛土が妥当な方法とされています。
3．民有地の汚染対策について		
1	ご質問	国の助成制度では汚染箇所の公表や土地形状の変更に規制が伴うということですが、今回は民有地の汚染箇所を公表したらまずいから、国の助

		成対象外ということでしょうか？
	回答	国の制度は都道府県と一体となって助成する制度になっていますが、今回の場合は、北海道が助成制度を設けていないため、国の制度を活用できないということです。
2	ご質問	今回の民有地は「汚染原因者が不明または不存在」であるということで、国の助成対象外ということでしょうか？
	回答	ご質問とは逆に国の制度は「汚染原因者が不明または不存在」であることが助成を受けるための条件の一つです。今回の場合は、北海道が助成制度を設けていないため、国の制度を活用できないということです。
3	ご質問	国の助成対象外だから、民有地の対策は土地所有者と協議して行うということは、対策の費用を市の税金で払うということになると思います。これまでの説明では、企業が今の法律ができる前に行ったことがわかっているとのことでしたが、その企業の責任はどのように取ってもらうのでしょうか？全てを税金で払うというのは、ないと思います。
	回答	市が検討する対策費用の助成制度については、今回の汚染は埋立地の土砂が一つの原因でもあるので、企業にも協力いただけるように話をしております。企業も協議には応じるとしているので、今後は助成の負担について協議を進めてまいります。
4	ご質問	対処の方法について土壌汚染対策法に「土盛りを基本とする。」と書いているのでしょうか？
	回答	汚染土壌の封じ込めについては、北海道との協議の中でも「盛土」を基本として飛散がないようにする形が一番適当ということで、この方法で施工する予定です。
4．企業所有地の汚染対策工事について		
1	ご質問	自宅の前が企業の土地で、現在は工事に着工しています。工事に関して請負業者からのお知らせは投函されましたが、企業からは全く説明がありません。 完成形がどうなるのか不安で、土曜日に工事看板に記載された連絡先へ問い合せましたが「何もわかりません。」、担当者の名前も「わかりません。」ということでした。周りに住んでいる住民は、不安に思っています。企業からも事前に教えていただきたかったと思います。私達からでは伝わらないので、市から企業に伝えてください。
	回答	企業には担当窓口を判りやすくするように伝えます。その結果については（質問者様に）お知らせいたします。
2	ご質問	企業所有地の土壌汚染対策工事は、企業の費用で実施しているのでしょうか？

	回答	企業の対策工事は、企業の負担において実施しております。
3	ご質問	企業の工事看板には「宅地造成工事中」と書いてある。これを市は把握しているのでしょうか？
	回答	いわゆる住宅用の宅地にするということではありません。盛土をするという行為が宅地造成に関する法律において許可を受ける必要があり、その法律に基づく許可を受けた行為だということを表示しています。
4	ご質問	企業の工事では土を剥がしたり、法面を作っている。何も覆いをしていない。そこが汚染地であれば、今の工事で汚染の塵埃を飛ばし散らしていることになる。市はどういう対応をしているのでしょうか。
	回答	現地を確認したところ、確かに覆いで囲ってはいませんが、汚染土が拡散するような土が乾いた状況ではない中で工事を行っています。また、掘削した場所もなるべく早く覆土するという対応だと聞いております。
5	ご質問	先日、強い雨が降った時に現場に行くと掘削した表土が道路まで流れていました。慌てて補修した足跡も残っていました。このような工事には納得がいきません。
	回答	現地を確認した限りでは、そうしたことを確認しておりません。
6	ご質問	工事は 50 ㎝の覆土と聞いていたが、そうではなく、土を削り取って、移動して、その上に土を盛るというやり方は聞いていない。1m以上も削っている所もあるのは、どういうことでしょうか？
	回答	もともと道路と社有地には高低差があり、場所によっては法面の高さが 2m ないし 3m もあります。そういう所で、法面も汚染土壌である部分は 50cm の掘削を行っていますので、一番高いところから低いところを見れば確かに 2m 近く削っているように見えるのかもしれません。削るのは 50cm の覆土と 5cm の境界砂利の部分を合わせて 55cm 必要なので、実際に掘っているのは、施工的な余堀りも含めて 70cm 前後かと確認しております。
7	ご質問	工事で掘り出した瓦礫が山のように積まれており、それを重機で崩して、埃が舞い上がっていた。その崩した瓦礫をトラックに積み、覆いもしないままどこかに運んでいました。その瓦礫の中に土も含まれていましたので汚染土は移動されています。
	回答	法面部分の掘削で出てきたと思われるコンクリート管や排水溝が山積みとなっているのは確認しております。施工業者からは「産業廃棄物として適切に処理する。」との話を聞いていますが、その搬出は確認しておりません。 （※その後の企業への確認により、コンクリート管等の瓦礫は施工中の社有地内に集積中であり、産業廃棄物として処理するための搬出は行われていないことを確認しました。）

８	ご質問	そのトラックの車輪が汚れていて、道路を汚しています。
	回答	現在、汚染されていない盛土用の土を現地に運び込んでいます。そのトラックが土を置き、公道に出て行きますが、どうしても汚染されていない土がタイヤに付いてしまいます。施工業者はそれを防止するような対応をしていますが、再度そういうことがないように、企業を通じて指導していきたいと思います。
９	ご質問	緊急対策が必要だと思うのは、今、企業が土対法に基づいて盛土をするために山を削っているので、その汚染土壌が雨で流れるかもしれない、風が吹いて飛ぶかもしれないということではないでしょうか。そこを対策してから、進めていかないと、土壌汚染対策だと言って、返って汚染をまき散らすといった結果になりかねません。ただちに安全対策をするまで工事を停止し、対策をしてから進めるべきではないでしょうか。 企業にも申し入れてほしいです。
	回答	企業の対策工事は、基本的に北海道の承認、指示を受けて行っていますが、今回は地域の皆様の不安にも関わることであるので、市としても現状を把握し、対応していきたいと考えています。